

## 企業会計原則

企業会計原則とは、企業会計の実務を行ううえでの慣習が発展したもののうち、一般的に公正妥当と認められたルールを要約し、財務諸表が適正かどうかを判断するための基準とするものをいいます。

これらの会計基準によって財務会計が行われることで、財務会計の世界に秩序が形成され、その結果、企業ごとに財務諸表を比較することが可能となります。

法律ではないが、企業が会計業務を実施する場合の基本的なルールとなっている。

1949年（昭和24年）7月9日に経済安定本部企業会計制度対策調査会の中間報告として設定され、その後、大蔵省企業会計審議会が改定を加えていった。

最終改定は1982年（昭和57年）4月20日に行われている。

真実性の原則	真実の報告を提供しなければならない
正規の簿記の原則	正確な会計帳簿を作成しなければならない
資本取引・損益取引 区分の原則	資本剰余金(資本取引により発生した金額のうち、資本金としない金額)、利益剰余金(会社の事業の運営により獲得できた利益のうち、配当などで支出されず企業内に残っている利益)は区分しなければならない
明瞭性の原則	会計事実は明瞭に表示しなければならない
継続性の原則	会計方針は継続適用しなければならない
保守主義の原則	企業の健全性を高めるために会計は保守的に行わなければならない
単一性の原則	異なる目的で財務諸表を作成する場合も、単一の会計記録に基づいて作成しなければならない